

# マイナンバーカード<sup>®</sup>保険 証化の患者へのメリット

岡本悦司  
(福知山公立大学)

# マイナポータル の使用実演

# 対応医療機関のステッカー



保険証の代わりにマイナンバーカードで

# マイナ受付



## マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに  
マイナンバーカードを使う新たな方法。  
それが「マイナ受付」です。



令和3年3月より、マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※開業できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!



限度額適用認定等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは

マイナポータル



# オンライン資格確認開始月

行ラベル	医科	歯科	薬局	総計
2021年	8028	5460	9136	22624
3月	44	24	44	112
4月	27	18	17	62
5月	139	109	62	310
6月	173	174	235	582
7月	355	336	376	1067
8月	396	472	698	1566
9月	919	885	918	2722
10月	3242	1727	3914	8883
11月	1576	1017	1623	4216
12月	1157	698	1249	3104

# 都道府県別分布

行ラベル	医科	歯科	薬局	総計
01北海道	313	216	315	844
02青森県	99	45	148	292
03岩手県	113	101	183	397
04宮城県	147	132	227	506
05秋田県	113	68	82	263
06山形県	97	45	94	236
07福島県	104	75	126	305
09栃木県	95	79	185	359
11埼玉県	343	226	461	1030
12千葉県	201	213	468	882
13東京都	757	501	1172	2430
14神奈川県	435	292	618	1345
15新潟県	110	79	109	298
16富山県	122	70	145	337
17石川県	109	46	88	243
18福井県	60	45	37	142
19山梨県	73	37	99	209
20長野県	234	73	135	442
21岐阜県	149	94	170	413
22静岡県	278	114	355	747
23愛知県	474	232	405	1111
24三重県	146	77	109	332
25滋賀県	102	85	89	276
26京都府	188	140	150	478
27大阪府	544	342	630	1516
28兵庫県	475	216	415	1106
29奈良県	78	68	58	204
30和歌山県	156	47	70	273
31鳥取県	59	81	45	185
32島根県	52	40	84	176
33岡山県	145	85	204	434
34広島県	191	163	250	604
35山口県	103	85	110	298
36徳島県	68	22	18	108
37香川県	62	55	69	186
38愛媛県	148	62	135	345
39高知県	80	32	57	169
40福岡県	337	340	496	1173
41佐賀県	70	59	49	178
42長崎県	97	67	85	249
43熊本県	146	116	120	382
44大分県	129	43	37	209
45宮崎県	135	182	98	415
46鹿児島県	218	119	141	478
47沖縄県	88	56	140	284
08茨城県	106	168	228	502
10群馬県	130	57	116	303
<b>総計</b>	<b>8479</b>	<b>5590</b>	<b>9625</b>	<b>23694</b>

# オンライン資格確認

- マイナンバーカードのICチップにより、医療機関・薬局の窓口で患者の直近の資格情報がオンラインで確認できるようになる。
- 期限切れ保険証による受診で発生する過誤請求や手入力によるミスを防止できる。
- マイナンバーカードは顔写真があり、他人による不正使用を防止できる(従来の保険証は顔写真がなかった)。



誤解される点・・・マイナンバーの不利用  
資格情報のみでPHRにはならない



## マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報も記録されません。

POINT!

7

### 健康保険証 として

### ずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



# 保険証化へのメリット

POINT!

## 3 オンラインで 医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

POINT!

## 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。

※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになります。



# マイナンバーカード保険証化のメリット 限度額適用認定証の代わりになる

**POINT!**  
**4** **手続きなしで限度額を超える  
一時的な支払が不要に!**

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度  
における限度額を超える支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が  
必要です。



# 限度額適用認定証とは？

限度額適用認定証の有無による違い



# マイナンバーカードによる所得把握

1

2

ページ

## 本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書

下記の申請時に、マイナンバーを記入される場合は、「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方のコピーをこの台紙に貼り付け、申請書と一緒に提出してください。協会けんぽにて、課税情報等を確認いたします。※1

※1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。

### ◀ マイナンバーでの情報確認により、住民税(非)課税証明書や所得証明書等の添付を省略できます ▶

マイナンバーを記入し、この台紙(本人確認書類の貼付済)を添付して提出した場合、当協会にて課税情報を確認いたします。(70歳以上の方が対象となる低所得者Ⅰについては、被保険者および被扶養者すべての方の書類添付が必要です。台紙が不足する場合は、コピーをご使用ください。)

- 高額療養費の申請
- 食事及び生活療養費標準負担額の減額申請
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請

マイナンバーを記入し、この台紙(本人確認書類の貼付済)を添付して提出した場合、当協会にて収入情報を確認いたします。(70歳以上の被保険者および被扶養者、すべての方の書類添付が必要です。台紙が不足する場合は、コピーをご使用ください)

- 基準収入額適用の申請

マイナンバーを記入し、この台紙(本人確認書類の貼付済)を添付して提出した場合、当協会にて課税情報の確認及び自己負担額の確認を行います。

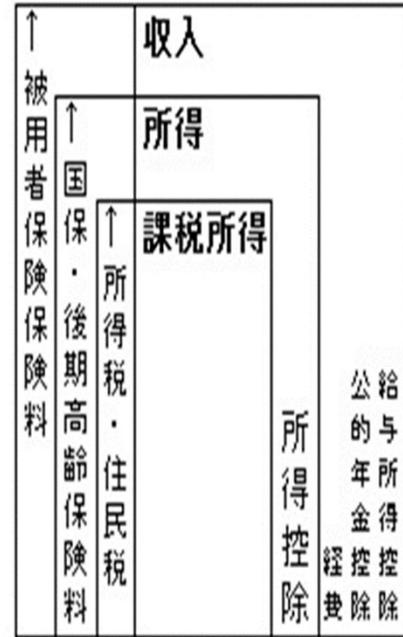
- 高額介護合算療養費の申請
- 年間の高額療養費の申請

# 高額療養費の複雑化(70歳以上)

所得区分		自己負担限度額(月額)		
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得	Ⅲ 課税標準額690万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当140,100円)※4		3割
	Ⅱ 課税標準額380万円超	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当93,000円)		
	Ⅰ 課税標準額145万円超	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当44,400円)		
2022年10月～課税所得25～144万円				2割
一般		18,000円	57,600円 多数回該当(44,400円)	1割
住民税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
非課税	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

全体の約7%

全体の約23%



# 被保険者証には負担割合[一般(1割負担), 現役並み(3割負担)]の表示しかない

青ワクの該当者が  
限度額適用認定証  
が必要

交付年月日 平成27年 8月 1日  
 後期高齢者医療被保険者証  
 有効期限 平成28年 7月31日  
 被保険者番号 01234567  
 住所 大津市京町四丁目3番28号  
 氏名 広域 太郎  
 性別 男  
 生年月日 昭和8年 4月 1日  
 資格取得年月日 平成20年 4月 1日  
 発効期日 平成20年 4月 1日  
 一部負担金の割合 X割  
 保険番号 39252010  
 滋賀県後期高齢者医療広域連合  
 ↑山折り(表面)↑  
 氏名 広域 太郎  
 被保険者番号 01234567  
 一部負担金割合 X割  
 有効期限 平成28年 7月31日

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得	Ⅲ 課税標準額690万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当140,100円)※4	3割
	Ⅱ 課税標準額380万円超	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当93,000円)	
	Ⅰ 課税標準額145万円超	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当44,400円)	
2022年10月～課税所得25～144万円			2割
一般	18,000円	57,600円 多数回該当(44,400円)	1割
住民税 非課税	低所得者Ⅱ 8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ 8,000円	15,000円	

# 限度額適用認定証に適用区分が記載されている

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 令和 3年 7月 31日			
交付年月日 令和 2年 8月 1日			
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7		
被 保 険 者	住 所	足利市本城	
	氏 名	足利 太郎	男
	生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	
発効期日	令和 2年 8月 1日		
適用区分	区分 I		
長期入院 該当年月日		保 險 者 印	
保 險 者 番 号 並 び に 保 險 者 の 名 称 及 び 印	3 9 0 9 2 0 2 8 栃木県後期高齢者		

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 令和 4年 7月 31日			
交付年月日 令和 3年 8月 1日			
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7		
被 保 険 者	住 所	広域市連合町 1 丁目	
	氏 名	後期 太郎	男
	生年月日	昭和 7年 7月 7日	
発効期日	令和 3年 8月 1日		
適用区分	区分 II		
長期入院 該当年月日	令和 3年 8月 1日	保 險 者 印	印
保 險 者 番 号 並 び に 保 險 者 の 名 称 及 び 印	3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合		

後期高齢者医療限度額適用認定証			
有効期限 平成 31年 7月 31日			
交付年月日 平成 30年 8月 1日			
被保険者番号	7 6 5 4 3 2 1 0		
被 保 険 者	住 所	千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号	
	氏 名	広域太郎	男
	生年月日	昭和 5年 1月 1日	
発効期日	平成 30年 8月 1日		
適用区分	現役 I		
保 險 者 番 号 並 び に 保 險 者 の 名 称 及 び 印	3 9 1 3 1 2 3 4 東京都後期高齢者医療広域連合		

# マイナンバーカードの保険証化のメリット

- 通常の保険証には負担割合(1割, 3割)のみで「所得区分」は記載されていない
- よって保険証のみしか提示しないと最も高い所得区分の負担額まで一部負担金を窓口で徴収される→事後に高額療養費を保険者に請求して還付を受ける(数か月かかる)
- 限度額適用認定証には所得区分が記載されており, これを事前に発行してもらって保険証と同時に提出すれば医療機関での窓口負担は高額療養費支給基準までですむ。
- マイナンバーカードを保険証化すると負担割合だけでなく「所得区分」も記録されているので, 限度額適用認定証の代わりとなる。

# 残された課題

- 医療機関窓口での支払は限度額までですむようになるがあくまで同一医療機関の場合のみである。
- 複数医療機関を受診した場合は通算されない。
- 例
  - 低所得Ⅱの後期高齢者(月の負担限度額が24600円)がA医療機関で3万円、B医療機関で2万円かかったとする。
  - 限度額適用認定証かマイナンバーカードで受診するとA医療機関は24600円までしか徴収されないが、B医療機関は2万円徴収される。
  - この人は改めて保険者に申請してB医療機関に支払った2万円を高額療養費として支給してもらえない(保険者の多くは該当者には個別通知している)。
  - 介護保険のように、翌月に複数の医療機関の負担額を合算して手続きなしに還付されるしくみにできないか。

# 確定申告へのマイナポータルとの連携

NO.	適用する控除・申告する収入	適用する控除・申告する収入	備考
①	医療費控除	医療費通知情報	毎年2月上旬以降取得できます（令和3年分は、令和3年9月～12月診療分に限り、令和4年分以降は、1月～12月診療分の情報が取得できます。）。 （注）原則、保険診療分の情報を取得できます。薬局での医薬品購入等は情報取得の対象になりません。
②	ふるさと納税（寄附金控除）	寄附金受領証明書・寄附金控除に関する証明書	ご契約している保険会社等（控除証明書等の発行主体）がマイナポータル連携に対応していることが必要です。 <a href="#">マイナポータル連携に対応する保険会社等の一覧</a> をご覧ください。 （※）ふるさと納税（寄附金控除）及び地震保険料控除は令和4年1月以降取得できます。
③	生命保険料控除	生命保険料控除証明書	
④	地震保険料控除	地震保険料控除証明書	
⑤	住宅ローン控除	年末残高等証明書	
		住宅借入金等特別控除証明書	
⑥	株式等に係る譲渡所得等	特定口座年間取引報告書	ご契約している証券会社等（控除証明書等の発行主体）がマイナポータル連携に対応していることが必要です。 <a href="#">マイナポータル連携に対応する保険会社等の一覧</a> をご覧ください。

# 保険料控除やふるさと納税への対応企業

生命保険会社	連携手続開始予定	民間送達サービス
朝日生命保険相互会社	対応済み	e-私書箱
アフラック生命保険株式会社	対応済み	e-私書箱
株式会社かんぽ生命保険	対応済み	My Post
住友生命保険相互会社	対応済み	e-私書箱
ソニー生命保険株式会社	対応済み	e-私書箱
第一生命保険株式会社	対応済み	e-私書箱
大同生命保険株式会社	対応済み	e-私書箱
太陽生命保険株式会社	対応済み	e-私書箱
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	対応済み	e-私書箱
日本生命保険相互会社	対応済み	e-私書箱
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	対応済み	e-私書箱
明治安田生命保険相互会社	対応済み	e-私書箱

損害保険株式会社	連携手続開始予定	民間送達サービス
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	対応済み	e-私書箱
共栄火災海上保険株式会社	対応済み	e-私書箱
損害保険ジャパン株式会社	対応済み	e-私書箱
東京海上日動火災保険株式会社	対応済み	e-私書箱
日新火災海上保険株式会社	対応済み	e-私書箱
三井住友海上火災保険株式会社	対応済み	e-私書箱

共済	連携手続開始予定	民間送達サービス
J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会）	対応済み	e-私書箱
都道府県民共済グループ（全国生活協同組合連合会）	対応済み	e-私書箱
こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）	対応済み	e-私書箱
CO・OP 共済（日本コープ共済生活協同組合連合会）	対応済み	e-私書箱

## 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（年末調整・確定申告）

銀行等	連携手続開始予定	民間送達サービス
住宅金融支援機構	対応済み	e-私書箱

## 寄附金受領証明書・寄附金控除に関する証明書（確定申告）

《ポータルサイトを運営する特定事業者が発行するもの》

ポータルサイト名	証明書発行者	連携手続開始予定	民間送達サービス
さとふる	株式会社さとふる	令和4年1月	e-私書箱
ふるなび	株式会社アイモバイル	令和4年1月	e-私書箱
楽天ふるさと納税	楽天株式会社	令和4年2月	e-私書箱
ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク	令和4年1月	e-私書箱

# 今後の課題

# 高額介護サービス費への拡大 (2021年9月より複雑化)

区 分		負担の上限額(月額)
新設	課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上	140, 100円 (世帯)
	課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) ~ 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満	93, 000円 (世帯)
	市町村民税課税~課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満	44, 400円 (世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24, 600円 (世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額 の合計が 80 万円以下の方等	24, 600円 (世帯)
		15, 000円 (個人)
	生活保護を受給している方等	15, 000円 (世帯)

- 高額療養費の介護版ともいべき高額介護サービス費は、現在でもまだ現物給付化されておらず、利用者は1~3割を事業者に支払った後、後日高額介護サービス費として払戻を受ける。
- 介護は医療と異なり支給限度額があるので負担額に自ずと限度があるが、マイナンバーカード導入により、一部負担金を定額に抑えられないか？

# 高額療養費の様々な矛盾を解決できないか

- 暦月(レセプト)単位という現行制度の問題
- 入院については入院から退院までの1件で一部負担金の限度額を設定できないか？
- 異なる医療機関間の通算
- 異なる保険者間の通算
  - 高額医療介護合算療養費制度

# マイナンバーカードをPHR化できないか

- マイナンバーに記録されるのは、被保険者の記・番号、氏名そして「所得区分」だけ
- 医療内容(医療費通知)や薬剤情報はICチップにはリアルタイムで記録はされない
- 医療内容は薬剤情報はレセプトとして数か月遅れで保険者に提出される→マイナポータルで閲覧可能(しかし2~3か月遅れる)
- 希望する患者に対しては、マイナンバーカードのICチップに医療情報の記録を認めてもよいのではないか?(そうなるとマイナンバーカードが正真正銘のPHRになる)